

## 儲かる農業を実現するための機械・施設等を導入したい

<b>事業名</b>	儲かる産地支援事業
<b>分類</b>	【機械・施設整備】
<b>事業要旨</b>	生産性の向上や付加価値の向上、ICT や高性能機械など低コストで高品質な農作物が生産できる仕組の導入を進め、収益性の高いモデル的な担い手農家の育成を通し、「儲かる農業」の実現を支援します。また、有機農産物の生産拡大につながる農業機械・資材等の導入利用を支援し、有機農業のモデル的な経営の実現を支援します。
<b>事業概要</b>	<p><b>【事業主体】</b> 農協、営農集団、農業法人・認定農業者 等</p> <p><b>【事業内容】</b> 以下の取組を支援します。</p> <p>(1) 先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備</p> <p style="padding-left: 20px;">①先端技術の導入支援 ICT を活用したスマート農業の実践、新規作物の導入・省力化に必要な機械や施設の整備等を支援。(ICT を活用した高度な環境測定器および環境制御技術、農薬散布ドローン、GPS 内蔵自動走行トラクター等)</p> <p style="padding-left: 20px;">②高品質・安定生産に向けた取組支援 高品質な農作物を安定的に供給するために必要な機械・施設等の設備を支援する。(収穫機、養液土耕システム、色彩選別機、果樹棚の整備および補修等) ※汎用性の高い機械は対象外(トラック、フォークリフト、動力噴霧機等)</p> <p>(2) 高品質メロン創出及び輸出拡大に必要な施設や機械の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「イバラキング」メロンの贈答用販売や輸出向けのメロンの品質安定化に取り組むために必要なパイプハウスの施設及び非破壊糖度計の導入支援。</li> </ul> <p>(3) 有機 JAS 認証農産物の生産拡大に向けた機械等の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有機農産物の生産拡大に向けた生産、出荷調整の機械やパイプハウス(骨材と被覆材)等の導入支援。</li> </ul> <p><b>【主な補助要件】</b></p> <p>(1) 先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備</p> <p style="padding-left: 20px;">①受益農家戸数が3戸以上であること。 ※先端技術導入の場合は農業法人・認定農業者が1戸以上であること。</p> <p style="padding-left: 20px;">②事業費が160万円以上であること。</p> <p style="padding-left: 20px;">③事業実施後、3年後までに販売金額・出荷量・平均収量・平均単価のいずれかにおいて3%の向上が見込めること、または生産コストの3%削減が見込めること。</p> <p>(2) 高品質メロン創出及び輸出拡大に必要な施設や機械の整備</p> <p style="padding-left: 20px;">①高品質メロン創出に取り組む場合は、以下の全ての基準を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高品質ツル付き「イバラキング」の栽培に取り組むこと。</li> <li>・当該事業により生産したメロンの都内高級店等での試験販売に取り組むこと。</li> </ul> <p style="padding-left: 20px;">②輸出向けメロンの品質安定化に向けた施設の高度化に取り組む場合は、以下の全ての基準を満たすものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メロンのトンネル栽培からパイプハウス栽培に切り替えること。</li> <li>・過去3年間において輸出実績があり、安定的な輸出ルートが確保されていること。</li> <li>・生産した果実の輸出に取り組むこと。</li> </ul>

(3) 有機 JAS 認証農産物の生産拡大に向けた機械等の導入

- ①規模・生産拡大を志向する有機 JAS 認証取得者及び新規取得予定者
- ②農業経営基盤強化促進法に基づく認定または地域計画に位置付けられた農業者であること
- ③本体価格が 10 万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む）であること。
- ④事業実施により有機 JAS 認証取得面積、有機 JAS 認証農産物の販売金額、出荷量、平均収量、平均単価のいずれかにおいて、5%以上の向上が見込めること。  
なお、有機 JAS 認証面積以外の項目を選択した場合には、目標年次までに下限は設けずに同面積を向上させること 等

〔補助率〕

- (1) 先端技術の導入、高品質・安定生産に必要な機械や施設の整備：1/3 以内
- (2) 高品質メロン創出及び輸出拡大に必要な施設や機械の整備：1/2 以内
- (3) 有機 JAS 認証農産物の生産拡大に向けた機械等の導入：本体価格の 1/2 以内

〔問合せ先〕

最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室農業振興課

〔 県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、  
 県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169 〕

産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921

施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954

露地野菜G TEL：029-301-3950

農業技術課 持続的農業推進G TEL：029-301-3931

## 施設園芸等で燃料価格高騰に対する支援を受けたい

<b>事業名</b>	施設園芸等燃料価格高騰対策
<b>分類</b>	【価格高騰対策】【水田・畑作、園芸】
<b>事業要旨</b>	燃料価格高騰の影響を受けにくい経営構造への転換を進めるため、施設園芸や茶等の産地に対して、燃料価格高騰時に農業者と国の拠出による補填金を交付するセーフティネットの構築を支援します。
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体：日本施設園芸協会</li> <li>・支援対象者：農業協同組合連合会、農業協同組合、農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人、特定農業団体、茨城県茶生産者組合連合会、その他農業者の組織する団体</li> <li>・県窓口団体(事業実施者)：茨城県農業再生協議会、全国茶生産団体連合会</li> </ul> <p><b>〔事業内容〕</b></p> <p>セーフティネットの構築支援</p> <p>農業者と国の拠出により、に施設園芸用燃料(A重油・灯油・LP ガス・LNG) 価格が一定基準以上(原則：令和事業年度発動基準価格 88.9 円/ℓA重油各月全国平均価格)に上昇した場合に、補填金を交付するセーフティネットの構築(農業者：国=1：1の拠出により積立をする)を支援します。</p> <p><b>〔補助要件〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農産局長が別に定める省エネルギー等対策推進計画が策定されていること。(10a 当たり燃料使用量を 15%以上削減する、生産物 1 トン当たりの燃料使用量を 15%以上削減する、又は民間の金融商品等を利用して燃料コストの変動を抑制すること。2 期目以降に継続して取り組む場合は、10a 当たり計 30%以上の燃料使用量削減目標を策定する)。</li> <li>・受益農家及び事業参加者が 3 戸以上又は農業従事者が 5 名以上であること。</li> <li>・農産局が別に定める要件及び基準を満たしていること。</li> </ul> <p><b>〔対象油種：A重油、灯油、LP ガス、LNG〕</b></p> <p>令和 6 事業年度セーフティネット補填金(単価はA重油の場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・農家積立単価：基準価格 88.9 円に対し、 115%(13.3 円/ℓ)、130%(26.7 円/ℓ)、150%(44.5 円/ℓ)、 170%(62.2 円/ℓ)の 4 コースから選択 ×燃料購入予定数量×1/2</li> <li>・発動基準価格(原則：88.9 円/ℓ月別全国平均価格：コース関係なく同一単価)を超えた場合の燃料価格差を補填</li> </ul> <p><b>〔補助限度額・補助率〕</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・補填金単価：当該月のA重油全国平均価格－発動基準価格(原則：88.9 円/ℓ)</li> <li>・補填金＝補填金単価×当該月燃料使用量(総限度額は農家積立額の 2 倍まで)</li> </ul> <p><b>〔問合せ先〕</b></p> <p>最寄りの農林事務所 企画調整部門 振興・環境室 農業振興課</p> <p style="font-size: 2em;">〔</p> <p>県北：0294-80-3303、県央：029-221-3034、鹿行：0291-33-4117、</p> <p>県南：029-822-7086、県西：0296-24-9169</p> <p style="font-size: 2em;">〕</p> <p>産地振興課 農産・特産振興G TEL：029-301-3921 施設野菜・果樹花きG TEL：029-301-3954</p>

## 国産飼料を主体にした経営構造へと転換したい

<b>事業名</b>	飼料国内自給化緊急対策事業
<b>分類</b>	【価格高騰対策】【畜産】
<b>事業要旨</b>	輸入飼料価格に左右されない国産飼料を主体にした経営構造へと転換を図るため、自給飼料の生産拡大の取組みを支援するとともに、食品残さや未利用資源等を飼料として活用する取組みを支援することで、持続的に発展できる足腰の強い畜産経営体の確立を目指す。
<b>事業概要</b>	<p><b>【事業主体】</b>          県内に農場あるいは事業所があり、国産飼料の生産・供給・利用拡大に取り組む以下に当てはまる者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 畜産農家または耕種農家</li> <li>・ 法人及び団体（農業協同組合、農事組合法人、株式会社（農業生産法人）等）</li> <li>・ 県内に農場がある1戸以上の畜産農家を含む多様な事業者で構成される集団等（コンソーシアム等）</li> </ul> <p><b>【事業内容】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国産飼料の利用拡大への支援           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 国産飼料生産拡大対策 飼料作物の生産面積拡大の取組に対する支援</li> <li>(2) 食品残さ等飼料化対策 食品残さや未利用資源の飼料化の検討に要する経費への補助</li> </ol> </li> </ol> <p><b>【補助率及び補助額】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国産飼料の利用拡大への支援           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 10千円/10a</li> <li>(2) 1/2以内</li> </ol> </li> </ol> <p><b>【問合せ先】</b>          畜産課生産振興G TEL：029-301-3993          事業窓口（各農林事務所 企画調整部門振興・環境室 畜産振興課）</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="font-size: 2em; margin-right: 5px;">〔</span> <div style="margin: 0 10px;"> <p>県北：0294-87-6680、県央：029-231-0476、鹿行：0291-33-4118</p> <p>県南：029-822-8521、県西：0296-24-9166</p> </div> <span style="font-size: 2em; margin-left: 5px;">〕</span> </div>

## 国産飼料の自給率を向上したい

<b>事業名</b>	飼料自給率向上緊急対策事業
<b>分類</b>	【価格高騰対策】【畜産】
<b>事業要旨</b>	飼料生産基盤に立脚した畜産経営の推進に向けて、耕畜連携による国産飼料の供給・利用拡大、飼料生産組織の規模拡大、中山間地域における飼料増産活動、国産飼料の販売拡大・広域流通体制の構築等の取組を支援します。
<b>事業概要</b>	<p><b>〔事業主体〕</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 飼料生産組織の規模拡大等支援のうち安定的な国産飼料供給支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生産者集団等</li> </ul> </li> <li>2 飼料増産活性化対策のうち草地改良技術等普及対策のうち草地診断の推進及び草地改良技術の普及 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者団体等（JA、公社、TMRセンター等）</li> </ul> </li> <li>3 飼料増産活性化対策のうち草地改良技術等普及対策のうち TMR 供給支援対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・農業者団体等（JA、公社、TMRセンター等）</li> </ul> </li> </ol> <p><b>〔事業内容〕</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 飼料生産組織が、畜産農家等と5年以上の長期契約を結び、飼料の生産販売、作業受託、稲わら収集の規模拡大を行う取組を支援（拡大分面積払い）。</li> <li>2 裸地化の進行状況や雑草の侵入状況等を評価する草地診断の実施、高品質かつ高収量な草地に改良する難防除雑草駆除技術などの現地実証を支援。</li> <li>3 TMR の品質改善に必要なバンカーサイロの床面等の補改修を支援。</li> </ol> <p><b>〔補助率及び補助額〕</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 12,000 円/10a 以内（1年目）、5,000 円/10a 以内（2年目）</li> <li>2 定額、1/2 以内</li> <li>3 定額、1/2 以内</li> </ol> <p><b>〔問合せ先〕</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農林水産省畜産局飼料課（03-3502-5993）</li> <li>2 農林水産省畜産局飼料課（03-6744-2399）</li> <li>3 農林水産省畜産局飼料課（03-6744-2399）</li> <li>4 農林水産省畜産局飼料課（03-6744-2399）</li> </ol>

資源循環型農業を進めるために良質な堆肥を地域で生産・利用したい

<b>事業名</b>	畜産堆肥循環型農業団地形成モデル事業				
<b>分類</b>	【価格高騰対策】【畜産】				
<b>事業要旨</b>	良質な堆肥を生産する畜産農家とそれらの堆肥を利用する耕種農家との耕畜連携により、資源循環型の農業団地を形成し、新たな農業所得向上モデルを確立する。				
<b>事業概要</b>	<p>〔事業主体〕 資源循環型の農業団地を形成する「畜産農家」、「耕種農家」</p> <p>〔対象事業〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 畜産農家の取組支援 良質堆肥生産のための施設・機械整備支援 (コンポスト、堆肥舎、ペレット造粒機など)</li> <li>2 耕種農家の取組支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・堆肥利用に必要な施設・機械整備</li> <li>・ペレット堆肥利用への補助</li> </ul> </li> </ol> <p>〔補助要件等〕 畜産農家と耕種農家による資源循環型の農業団地の構成員であること</p> <p>〔対象経費〕 当該事業を実施するのに要する経費</p> <p>〔補助限度額等〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 については対象経費の 1 / 2 以内</li> <li>2 については施設・機械整備は対象経費の 1 / 2 以内 ペレット堆肥利用補助は定額</li> </ol> <p>〔問合せ先〕</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">畜産課 経営環境G</td> <td style="width: 50%;">TEL:029-301-3988</td> </tr> <tr> <td>農業技術課 持続的農業推進G</td> <td>TEL:029-301-3931</td> </tr> </table>	畜産課 経営環境G	TEL:029-301-3988	農業技術課 持続的農業推進G	TEL:029-301-3931
畜産課 経営環境G	TEL:029-301-3988				
農業技術課 持続的農業推進G	TEL:029-301-3931				